

ダンブあきた

NO.374 全日本建設交運一般労働組合（略称・建交労）秋田ダンブ支部
 2018年2月5日発行 〒010-0976 秋田市八橋南 1-2-29
 Tel.018-823-7748 fax018-823-7751
 Email: kenkourouakita@bz03.plala.or.jp
 一人はみんなのためにみんなは一人のために、一人が一人の仲間をふやそう、労災保険に加入しよう
 田中 070 - 5324 - 4053

カマヤン 願望 ありむら潜



ダンブ冬タイヤの注文

再生タイヤ	21,000円 (BS)
	20,500円 (ヨコハマ扱い)
新品タイヤ	34,600円 (BS)
	32,000円 (ヨコハマ)

消費税・送料込みの価格です。注文の時、メーカーを必ずお知らせください。希望の場所に配達します。

県外への配達には運賃実費が必要です。代金は3回以内で納入します。

※在庫確認が必要なため、注文の際に組合へ問い合わせてください。

なお、ヨコハマタイヤ販売店扱いは、弘進リトレッド製の再生タイヤとなります。

任意保険を自動車共済に切替えよう

安くて事故後のサービスも安心です。見積もりをしますので、事務所にまず電話を。

全国ダンブ部会総会を開く

全国ダンブ部会第23回総会が1月28日～29日に東京で開かれ、全国から21組織32名が参加。秋田からも田中委員長と高橋副委員長が参加しました。

森谷部会長が以下のようにあいさつしました。

「政府は3%ぐらい賃上げしないとイケないとしている。そうした追い風がふいている中、つばさを広げないと大きく飛べない。苦勞して成果をかちとっているところの教訓を総会の発言を通じて立ち遅れているところは、くみとってほしい。パラオリンピックの代表選手は『ないものは数えるな、あるものを使ってたかかうのだ』と言っている。まさにその通りだと思う。映画・つりバカ日誌の社長が最後にこう言っている。『会社は誰のためにあるのか。株主か、いや社員のためにある』建交労に置きかえれば組合員のためだ。意気込みだけでは前進しないが、2日間、しっかり討論して、各支部に持ち帰ろう」

討論では、全組織が発言しました。提案された方針は満場一致で承認され、新しい役員を選出しました。



ロードアシスタンス特約

自動車共済で契約しているダンブや乗用車が自力走行不能となった場合、その場所から自分が指定する修理工場までレッカーけん引・搬送が自動で特約契約されています。1事故につき15万円まで無料です。また燃料切れのとき（自宅以外）も1共済期間1回にかぎり10リットルまで無料です。ただし、0120-80-6324に連絡した場合に限り無料です。くわしくはウラ面をみてください。



交通安全推進団体の印
 組合のプレートを出して堂々と仕事をしよう
組合加入者の紹介を！

署名・アンケートにご協力を

5月に国交大臣に提出する署名（緑色）を集めています。単価改善、現場説明指導事項の徹底、一人親方を排除しないこと、過積載の根絶、労災の加入促進、建退共証紙のはりつけの徹底などの内容です。税金計算会の際にも集めますが、記入欄がいっぱいになり次第、組合に送って下さい。

あわせて春闘アンケートを同封しました。切手代が負担になりますが、署名といっしょに送ってください。よろしくお願ひします。



鬼も逃げる

- 福はあーウチ
- うちがあーファースト
- ー トランプ家
- ー 安倍普三家
- ー 小池百合子家

ご自身とご家族の補償

事故により死亡したり、ケガされたとき



人身傷害共済

自動車事故により、ご契約のお車または「他の自動車」に搭乗中や歩行中などに死亡したり、ケガされた場合、普通共済約款の損害額算定基準に基づき算出した共済金をお支払いします。お支払いの対象となる事故の範囲は、お選びいただくタイプによって異なります。

◆ご契約者ご本人やそのご家族の歩行中の事故でも補償します。(法人契約を除きます。)

○：補償します ×：補償しません

共済金をお支払いする損害	ご契約車に搭乗中の事故でケガ※3をした	「他の自動車」※2に搭乗中の事故でケガ※3をした	歩行中や、自転車乗車中に自動車にはねられた
一般の人身傷害補償	○	○ 重複注意	○ 重複注意
ご契約車搭乗中のみ補償 (法人契約は自動セットとなります※1)	○	×	×

人身傷害共済をご契約のお客様が自損事故を起された場合、お客様に生じた総損害額※4に対し人身傷害共済から、人身傷害共済のご契約金額を限度に共済金をお支払いします。

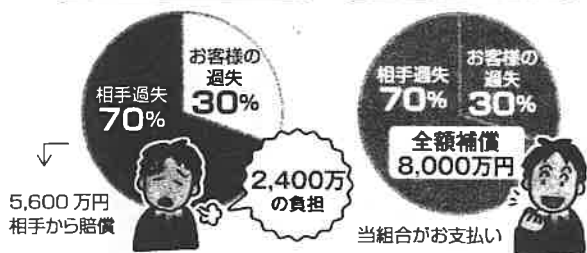
※記名被共済者またはそのご家族が一般の人身傷害補償でご契約の場合は、ご契約車搭乗中のみ以外の補償が重複する場合がありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。

◆当共済組合がご契約者の過失分も含めて補償※5します。

交通事故で負ったケガなどの総損害額※4をご契約金額の範囲内で補償します。

例 事故で相手との過失割合が70：30。お客様の総損害額が8,000万円だった場合。(ご契約金額は無制限)

人身傷害をセットしていない 人身傷害をセットしている



●総損害額の例

年齢	被共済者	死亡した場合	重度後遺障害
55歳	あり(2名の場合)	6,000万円	1億1,000万円
	なし	5,000万円	1億1,000万円
45歳	あり(2名の場合)	7,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
35歳	あり(2名の場合)	7,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
25歳	あり(2名の場合)	6,000万円	1億3,000万円
	なし	5,000万円	1億3,000万円

- ※1 ご契約者が「個人」の場合は、「傷害危険の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」をセットすると、ご契約車搭乗中のみ補償となります。
- ※2 他の自動車には記名被共済者、その配偶者またはその同居の親族が所有または常時使用する自動車を含まないなど一定の条件があります。
- ※3 ケガの治療を受ける場合には健康保険などの公的制度をご利用ください。
- ※4 総損害の認定は自動車共済約款にもとづき、当組合で行わせていただきます。
- ※5 労働者災害補償制度から給付が受けられる場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。

◆事故相手との面倒な交渉は不要です。

示談交渉の経過や結果に関係なく、当組合がご契約者の総損害額※4に対し直接共済金をお支払いします。



◆次の方々が補償となります。

- 記名被共済者
 - 記名被共済者の配偶者
 - 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
 - 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子様
 - ①～④以外の方で、ご契約車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の方
 - 被共済自動車の保有者
 - 被共済自動車の運転者
- ただし、⑥および⑦については、これらの者が被共済自動車の運行に起因する事故によりその身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害について自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限りです。

建交弟が扱っている ^{あつが} 自動車共済の補償内容の一部です。

損保、JA、全労済から割引率をひきついて加入できます。

くわしくは組合まで!

≡お得な掛金, スポーティな事故対応です≡

2018.2.5

ロードアシスタンス

ロードアシスタンス専用デスク

●24時間365日受付 ●携帯・PHSからもご利用いただけます。

0120-80-6324

自動セット ロードアシスタンス特約

レッカーけん引	ご契約のお車が走行不能※1となった地からご利用者の指定する修理工場までレッカーけん引・搬送を行います。	1事故につき15万円まで無料
応急処置	ご契約のお車が走行不能※1となった地で、30分程度で対応可能な応急処置を行います。 ●バッテリージャンピング(1共済期間3回まで) ●キー閉じ込み開錠 ●脱輪時の路面への引き上げ ●パンク時のスペアタイヤ交換 など	●レッカーけん引、応急処置合計での限度額となります。

- ※1: 走行不能とは、自力で走行できない、または道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。
- ※2: ロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただいた場合に限り無料となります。

- JAF会員 優待サービス
- 応急処置時の部品代を7,000円限度にサービスします。(1共済期間中1回に限りです。)
 - 燃料切れ時の給油サービスを1共済期間中に2回利用できます。
 - 走行が困難な状況からの救援
- ※ロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただきJAF会員証が提示された場合に限り無料となります。

オプション ロードアシスタンス宿泊移動費用特約

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつ、レッカーけん引された場合※1に、発生した所定の宿泊費用、移動費用および引取費用をお支払いします。

宿泊費用	1名につき1万円限度	走行不能となった地から最寄りのホテルなどに宿泊した費用※2
移動費用	1名につき2万円限度	走行不能となった地から自宅や目的地などに移動するための費用※3
引取費用	1事故につき15万円限度	修理完了後に工場等から引き取るための費用※4

- ※1: ロードアシスタンス特約の運送費用のお支払いの対象となる場合に限りです。
- ※2: 飲食代や通信費は除きます。
- ※3: 合理的な経路および方法で移動した費用となります。ただし移動手段としてタクシーまたはレンタカーを利用した場合は1事故1台に対し2万円限度となります。
- ※4: 合理的な経路および方法で移動した1名分の往路交通費となります。ただし、レンタカー代は除きます。

自動セット ロードアシスタンス無料サービス

燃料切れ時の給油サービス	ご契約のお車が燃料切れにより自力で走行できない状態となった場合に燃料をお届けします。(1共済期間1回限り) ●ご自宅での燃料切れは対象外です。 ●ガソリン、軽油を燃料としない電気自動車などの場合は、充電または燃料補給が可能な場所まで30kmを限度にけん引のみを行います。	1回につき最大10ℓまで無料
スタック時引き出しサービス	積雪のある路面または凍結した路面においてご契約のお車がスタックしたときに、救出作業を行います。ただし降雨、降雪、融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみまたは凍等は対象外です。	スタッドレスタイヤまたはタイヤチェーン装着時無料

オプション ロードアシスタンス代車費用特約 自家用8車種

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつ、レッカーけん引された場合※1に、修理などのご契約のお車を使用できない期間など所定の支払対象期間※2のレンタカー費用をお支払いします。

- ※1: ロードアシスタンス特約の運送費用のお支払いの対象となる場合に限りです。
- ※2: お支払いの対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

オプション ロードアシスタンス超過費用特約

下記のご契約のお車※1が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合、ロードアシスタンス費用共済金(レッカーけん引搬送、応急処置費用合計)を1事故につき、100万円限度にお支払いします。

- 自家用普通貨物車(最大積載量2トン超)
- 営業用普通貨物車(最大積載量2トン以下)
- 営業用普通貨物車(最大積載量2トン超)
- 自家用バス
- 営業用バス
- 小型ダンパー
- 普通型ダンパー(最大積載量2トン以下)
- 普通型ダンパー(最大積載量2トン超)
- 砂利類運送用普通貨物車

- ※1: レンタカーおよび教習車を除きます。